平成２３年（フ）第２３０号
福岡県久留米市三潴町玉満28番地１　末永アパート102号
債務者　田中　稜人
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３１号
福岡県久留米市田主丸町豊城1389番地
債務者　林田　博明
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３６号
福岡県久留米市長門石１丁目４番33―402号
債務者　藤原　武志
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４０号
福岡県久留米市北野町稲数149番地２
債務者　稲田幸一郎
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４４号
福岡県久留米市荘島町16番地22　久留米ステーションビル401号
債務者　西川喜久夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４７号
福岡県久留米市津福本町514番地　萩尾アパート
債務者　小田啓太郎
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２６号
北海道小樽市望洋台２丁目５番６号、前住所北海道小樽市新光５丁目18番33号
債務者　野口　勇規
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３７号
北海道小樽市オタモイ１丁目10番13号
債務者　斉藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３８号
北海道小樽市オタモイ１丁目10番13号
債務者　斉藤　美奈
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４２号
北海道小樽市赤岩２丁目17番28号、前住所北海道小樽市長橋１丁目３番17号　ＡＭＳ長橋204号室
債務者　佐々木勝久
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７２５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下120番地
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台２丁目７番２号
債務者　若生　哲夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―1008号
債務者　鈴木かほり
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４１号
仙台市青葉区中江１丁目５番29号　ホワイトコーポ101
債務者　三浦　智子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水88番地５
債務者　尾形　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７６号
宮城県角田市横倉字金谷31番地55　金谷住宅25号
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０号
茨城県日立市大沼町３丁目33番５―204号
債務者　鈴木　勝二
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３２号
富山県黒部市岡565番地１　ステージアはまなすＡ棟203号
債務者　能澤　昭子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
富山地方裁判所魚津支部